

## くまもとポイント事業普及広報業務委託 契約候補者選定委員会審査基準

くまもとポイント事業普及広報業務委託契約候補者選定委員会の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

### 1 審査の方法

- (1) 「くまもとポイント事業普及広報業務委託契約候補者選定委員会設置要綱」に基づく「くまもとポイント事業普及広報業務委託契約候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、評価項目ごとの評価点の合計点数に基づく得点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

### 2 審査の手順

- (1) 提案書等の受付時に地域政策課にて概算見積額が提案上限額以内であることを確認する。概算見積額が提案上限額を超える提案は審査から除外する。
- (2) 委員会の委員長及び委員（以下「委員」という。）5名は、提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを基に審査し、「4 評価項目」に示した項目ごとに評価点を付ける。
- (3) 委員ごとに、最も高い評価点数（合計）となった提案者に3点、2番目に高い提案者に2点、3番目に高い提案者に1点の得点を付ける。各委員の中で評価点数が同点となった者が複数者いる場合は、複数者に同一の得点を付ける。
- (4) (3)をもとに各提案者の総得点を計算する。

### 3 契約候補者の選定

審査の結果、最高得点者を契約候補者、次点の者を次点契約候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、各委員の中で最も多く最高評価点となったものを契約候補者とする。なお、最高評価点となった数も同数の場合は、くじにて決定する。

いずれの提案も各委員の評価点（合計）の総計が満点の6割に満たない場合は、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。

【例】 この場合、総得点が最も高いA社が契約候補者となる。

		委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	総計
A社	評価点（合計）	80	77	83	85	73	398/500
	得点	2	3	3	3	3	14
B社	評価点（合計）	60	65	66	63	65	319/500
	得点	0	1	0	1	0	2
C社	評価点（合計）	98	70	80	85	70	403/500
	得点	3	2	2	3	2	12

D社	評価点（合計）	73	65	77	77	69	361/500
	得点	1	1	1	2	1	6

## 4 評価項目

	評価項目	評価基準	評価	倍率	評価点 (評価×倍率)
1	本事業の理解度	本事業の目的・趣旨を理解した提案ができていますか。	5	3	15
2	業務管理体制	・業務実施にあたって必要な人員が確保された体制が示されているか。 ・納期までに支障なく業務を遂行できる体制が組み立てられており、突発的な要望にも柔軟かつ速やかに対応できるか。	5	3	15
3	広報企画の提案力	・アプリのダウンロード促進に直結する施策が具体的・効果的・現実的に示されているか。 ・ターゲット分析に基づく訴求方法が明確か。 ・オンライン・オフラインの広報手法がバランスよく組み込まれているか。	5	5	25
		基本仕様書「6.業務の内容（2）イ」について、 ・企業等とのタイアップ内容が実現性を伴い、相乗効果を見込める内容か。 ・アプリのダウンロード促進に直結する施策が具体的・効果的・現実的に示されているか。	5	5	25
5	効果測定	基本仕様書「7.効果測定」について、効果測定の方法は明確かつ的確なものとなっているか。	5	2	10
6	実績	過去に官公庁の事業又は本事業と類似の事業に関する広報・プロモーション業務の受注実績があるか。	5	2	10
	合計				100